

障がい者差別に関する相談について

1 相談件数

3件（不当な差別的取扱い：1件、合理的配慮の不提供：2件）

2 相談内容

(1) 不当な差別的取扱い

相談1 障がい者に対する差別的発言について

【相談者】

○ 障がい当事者

【障害種別】

○ 精神障害

【概要】

- 近所の小学生から「この障がい者、親に支援されなかったら終わりだな」などの差別的発言や、中学生から「デイケアから帰ってきたら働けよ」との差別的発言を受けた。
- こうした差別的発言があったという報告を行いたかったとのこと。小学生や中学生に対して、差別的発言を行わないよう教育を進めて欲しいとのことだった。

【市の対応】

- どの学校の生徒であるかの特定ができないので、具体的な対応は難しいが、協議会の場での報告や共有は可能であると伝えた。
- 今後も、子どもへの障害理解啓発を進めていくと伝えた。

(2) 合理的配慮の不提供

相談1 期日前選挙における対応について

【相談者】

- 障がい当事者

【障害種別】

- 身体障害

【概要】

- 期日前選挙会場にて、車いすを借りたいと、会場のスタッフに伝えた。スタッフは、「どうぞ」と言うだけで、それ以上の声掛けはなく、配慮が不足していると感じた。
- 投票用紙の記載することが、右手が不自由なため時間がかかる。よって、自宅でメモを記載し代理投票を依頼したが、本人がメモを書いたのかと疑われるような質問を繰り返された。

【要因分析】

- 相談者に確認した結果、車いすの借用だけを依頼し、駐車場から会場まで車いすを押すなどの具体的な支援が必要なことを会場スタッフに申し出ていなかった。
- 選挙管理委員会事務局へ確認。当日の状況についての確認はできなかった。今後については、会場スタッフに、具体的な支援を申し出てもらえれば、できる範囲で対応すること。また、代理投票では、本人の意思確認が大変重要であるため、ご本人記載のメモであっても、代理投票をする際には、本人の意思確認が必要であることを確認した。

【市の対応】

- 相談者に対して、選挙会場のスタッフに、車いすの借用だけでなく、必要な支援を具体的に申し出ていただくことを伝えた。
- 代理投票では、本人の意思確認が大変重要であり、必ず確認することを説明した。

相談2 市内施設2か所についてのバリアフリー化について

【相談者】

- 障がい当事者

【障害種別】

- 身体障害

【概要】

- 市内の2か所（①駅前通路②駅前屋外平面駐車場）について車椅子利用者が利用しやすいよう配慮してほしいと要望があった。

【要因分析】

- ①駅前通路 バスターミナル・タクシー乗り場との境にアーチ形の車止めが並んでいて、車いすで通行しづらくなっている。また、周辺店舗の前にピラー型のポールが並んでいて車いすでの通行がしづらくなっている。
- ②駅前屋外平面駐車場 車いすやベビーカー等の利用者が通行できるスロープでの出入口がなく、車が出入りする駐車場ゲートバーを通らなければならない。車いす使用者用の駐車場所も未設置であり、当駐車場が障がい者・高齢者等の利用を想定されていない。また、周辺の駐車場に関しても、立体駐車場が多く、一般的な車椅子用リフト付き大型福祉車両に必要な高さ2.3mを満たしていない。

【市の対応】

- 上記2箇所についての管理者を確認し、いただいた要望についてお伝えし、回答をいただいた。
- ①駅前通路について、過去に事故があったため車止めを設置しているとのこと。ピラー型のポールは、一時的に外すことも可能なため、現在はこれまで通り設置を続けていくとのこと。
- ②について、店舗前に車寄せ可能なスペースをある。そこからは、周辺施設への移動にはスロープがある。店舗前の車寄せ可能なスペースで、一度車いす利用者をおろしてから、介助者が近隣の駐車場に止めるのはどうかという提案をいただいた。
- 上記の回答について、相談者へお伝えした。